

2025 年 6 月

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

投資信託取引時の「ご本人様の確認書類」のご提示について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025 年 6 月 30 日（月）より、投資信託のタブレット端末等を利用した購入（募集）申込および定期定額購入（コスモス街道）契約の際は、下記【ご本人様の確認書類一覧】に記載しております「**ご本人様の確認書類**」のご提示をお願いいたします。

従来は、テレビ会議システムを利用して、ご本人様の確認をさせていただいておりましたが、今回、テレビ会議システムの廃止に伴い、ご本人様の確認手続きを変更させていただくことになりました。

また、ご本人様の確認手続の変更に伴い「投資信託総合取引約款・規程集」を変更いたします。変更後の「投資信託総合取引約款・規程集」につきましては、2025 年 6 月 30 日（月）以降に当行 HP に掲載いたします。

今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

【ご本人様の確認書類一覧】	
・ 運転免許証・運転経歴証明書 ・ 個人番号カード ・ 住民基本台帳カード ・ 旅券（パスポート）※所持人記入欄有のみ ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 健康保険被保険者証 ・ 国家公務員共済組合組合員証 ・ 地方公務員共済組合組合員証 ・ 私立学校教職員共済制度の加入者証 ・ 船員保険被保険者証	・ 介護保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 国民年金手帳 ・ 住民票の写し ・ 住民票の記載事項証明書 ・ 印鑑登録証明書 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 身体障害者手帳 ・ 母子健康手帳

以上